

(案)

日野市生物多様性地域戦略見直し業務委託仕様書

1 業務目的

日野市は、本市が誇りとしてきた「みどりと清流のまち ひの」を次世代に良好な状況で引き継ぐため、平成30年3月に「生物多様性地域戦略 ひの生きもののプラン」（以下、「戦略」という。）を策定し、「水とみどりを継承し、人と多様な生きものが共に暮らせるまち」を基本理念に掲げ、取り組みを進めているところである。

本戦略は、策定後初めての見直しを迎えており、戦略策定以降、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されたことや、国家戦略 30by30 目標設定など、生物多様性の向上に関する社会的重要性や状況も大きく変化している。

本業務は、生物多様性に関する社会的な動向の変化を踏まえつつ、日野市における生物多様性の現状調査や課題等の整理などを行うことで、2030年の中間目標「生物多様性の主流化に向けて全ての主体が活動を実践する」の達成に向けて見直しを行うことを目的とする。

2 業務の実施期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

3 委託業務内容

本業務は、日野市が策定している環境に関する各種計画の趣旨・内容などを踏まえ、上記業務目的を果たすよう行う。

また、受託者は、市担当者との調整・協議のうえ、次の業務を行うこと。

(1) 生物多様性地域戦略【見直し版】の作成 ※時期は現時点の予定

① 見直し（素案）の作成 [令和8年10月]

計画策定以降の日野市における取り組みや、生物多様性に関する状況など、現状を把握・整理し、日野市の地域特性を生かした見直し（素案）を作成する。素案の作成にあたっては、「生物多様性国家戦略 2023-2030」との整合性も図ることとする。

現状把握は、現地調査によるもののほか、基礎資料等による調査や、市民団体・事業者へのヒアリング等、幅広い手法を検討し実施する。なお、現地調査は今後隔年で行うことを前提に調査箇所を設定し、実施する。

また、本市は今年度、本戦略の上位計画である第3次日野市環境基本計画（以下、「基本計画」という）の見直しを実施するため、今後の取り組みに関する部分のまとめ方について、市と調整を行う。

(案)

② 中間案の作成 [令和8年11月]

日野市環境審議会での意見及びそれを踏まえた発注者の指示により、中間案を作成する。

中間案は令和8年11月～令和9年1月の間でパブリックコメント（意見募集）を実施する予定であるため、令和8年11月までに発注者と協議し、校正を終了する。

③ 最終案の作成 [令和9年2月]

パブリックコメントで提出された意見及びそれを踏まえた発注者の指示により、最終案を作成する。最終案は令和9年2月開催予定の環境審議会では報告する予定であり、審議委員等からの意見等を踏まえ最終版を作成する。また、概要を記した概要版の作成も行う。

(2) パブリックコメント実施の支援

中間案に対してのパブリックコメント（意見募集）実施にあたり、その結果の取りまとめや回答案、対応方法について支援を行うこと。

(3) 成果物

以下の成果品を作成し、電子媒体に記録のうえ納品する。

①生物多様性地域戦略[見直し版]

②生物多様性地域戦略 概要版[見直し版]

③打合せ議事録

※必要に応じ適宜市と打ち合わせを行う事。(概ね月1回以上、対面やオンラインを想定)

④その他(担当者との協議で必要な関係資料)

4 提出書類

(1) 着手時・・・着手届、業務計画書等

(2) 完了時・・・完了届、業務報告書等

5 支払い

支払は、業務完了後一括払いとする。

6 疑義が生じた場合の取り扱い

業務実施に関して疑義が生じた場合には、委託者及び受託者の協議により決定する。

7 付記事項

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。

(案)

- 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類(様式1～様式6)を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については日野市ホームページの入札情報から入手できる。
- 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報(機密性2以上の情報)を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。
- 4) 本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。

(2) 環境負荷低減の取組について

- 1) 日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ(事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減)」を推進している。一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる日野市の方針等(日野市ホームページにて閲覧可能)に記載している内容を遵守すること。

①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言

- 2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

(3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例(令和元年条例第42号)」に基づき、次の事項に留意すること。

- 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。
- 2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、日野市はその勧告の内容を公表することができる。なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

(4) 内部通報制度

- 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例(令和3年6月1日施行)」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう

(案)

努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。

- 2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われたときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。